

Title	樽井藤吉と大東合邦論：日本の初期アジア主義の事例として
Sub Title	Tarui Tokichi and Daito Gapporon : a case study of the early Japanese Pan-Asianism
Author	嵯峨, 隆 (Saga, Takashi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2018
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.91, No.9 (2018. 9) ,p.41- 81
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20180928-0041

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

樽井藤吉と大東合邦論

——日本の初期アジア主義の事例として——

嗟
峨
隆

はじめに

第一章 『大東合邦論』執筆の経緯

第二章 一等国への課題とロシアの脅威——合邦論の前提

第三章 日朝合同の原理

第四章 清国に対する評価とその位置づけ

第五章 『大東合邦論』の国内での反響と清国での出版

第六章 韓国併合に向けて

おわりに

はじめに

本稿は樽井藤吉（一八五〇～一九二二）の代表的著作である『大東合邦論』を素材に、彼のアジア連帯構想の特徴を検討しようとするものである。

樽井藤吉は大和国宇智郡南宇智村（現在の奈良県五條市）の材木商の家に生まれ、明治元（一八六八）年に五箇条の御誓文を読んで感奮する所があり、一八七三年に上京して井上頼園が主宰する神習舎で国学を学んだ。その後、西郷隆盛挙兵のための募兵活動、征韓の拠点を求めて無人島探検などを行った後、八二年五月、肥後島原で東洋社会党を結成する。これは本邦初の社会主義政党であった。しかし同党は結成後一ヵ月にして解散命令を受け、樽井は一年の禁固刑に処せられた。出獄後は、玄洋社同人と朝鮮開化派リーダー・金玉均の支援活動を行う一方、八五年には大井憲太郎の大阪事件に連座することもあった。九二年二月、彼は地元奈良の有力者である土倉庄三郎からの支援を得て、森本藤吉の名で衆議院議員に当選する⁽¹⁾。そして、翌年八月には『大東合邦論』を刊行したのである。

『大東合邦論』の基本的立場は、西洋列強のアジア侵略に抵抗するために、黄色人種のアジア諸国は連帯すべきであり、そのためにはまず日本と朝鮮が対等な関係で合同して一体となり、いずれの国にも偏しないように「大東国」という新たな名称の国を建て、清国と合縦して東洋の平和を作り出し、西洋列強の侵略を防ごうというものである。本論でも述べるように、同書は間接的ではあるが、一九一〇年の韓国併合に一定の貢献をしたことは事実である。しかし、その後の歴史の流れの中では、同書が顧みられることはほとんどなかったといえる。それが突如として注目されるのは、アジア・太平洋戦争期になってからのことである。すなわち、樽井の主張は、当時の興亜思想とほぼ同一の内容を持つものであり、大東亜共栄圏理論の先駆的役割を果たしたものであったと評価されるようになったのである。

例えば、当時としては珍しく学術的に樽井の思想を扱った山壁井高夫でさえ次のように述べている。樽井の「興亜論は経済的基礎部分を欠くとは云へ、政治論としては今日の興亜思想と全く同一の内容を持つものであり、孫文の大亜細亜主義と相対し、我国でそれ以前から唱へられていた樽井其他の興亜論が今日の東亜共栄圏理論

の先駆的役割を果してゐるといふこと、即ち東亜共栄圏理論が近衛声明以後忽然として構想されたのではないといふことは忘れてはならない。⁽²⁾ ここからは、樽井の思想が日本型アジア主義の先駆として扱われていることが分かる。

しかし、思想の歪曲の最たるものは平野義太郎の著作での評価である。彼は大著『大アジア主義の歴史的基礎』の中で次のように述べている。

樽井藤吉の『大東合邦論』（明治一八年、一八八五年）は、全アジア黄種諸民族を白人の支配束縛から解放し、それらの邦を自主独立の邦たらしめ、これらの邦々が連合して「亜細亞黄人国の一大連邦」をつくることによつて全アジアを共同防衛しつつ、東亜における二大民族たる日華が相提携して後進の南洋諸民族を白人の羈絆より脱せしめ、大東亜に地位するこれらの諸民族が、その地理的接近による集团的の一大連合を形成して、近隣相親睦し艱難相救ふならば、東亜の和平は確保せられ、肥沃の大洲たるアジア全洲が興隆するといふ興亜策である。〔中略〕

『大東合邦論』の最も優れてゐる特色は東亜における二大民族たる中国人との眞の提携・合作による大東亜連盟（大東合邦）の実現である。蓋し日本と中国とは大東亜の中核体に外ならぬからである。⁽³⁾

平野はかつてマルクス主義講座派の学者として日本共産党を支持し、吉野作造の遺風を継いで明治思想史の研究に尽力し、大井憲太郎の事蹟を顕彰したことをもって知られていた。しかし、当時は転向して「大東亜戦争」の熱烈な支持者となつていたのである。政府の御用学者になつた彼の目からすれば、樽井の思想は大東亜共栄圏の確立のための格好の歴史的素材であつた。ここでは、日中戦争およびアジア・太平洋戦争時期におけるアジア主義の問題については詳述を避けるが、平野の言説がそれまでの長年にわたるアジア主義の「無思想化」を象徴

するものであったことだけは指摘しておきたい。

敗戦後の日本では、アジア主義は侵略の思想として規定されることが多く、それを積極的に取り上げて論じようとする傾向はほとんどなかった。当然、平野らによってアジア主義の先駆として持ち上げられた樽井藤吉の思想も注目されることはなくなった。そうした中であって、近代日本のアジア主義の思想的再検討の必要性を唱えたのは竹内好であった。それは、一九五〇年代末に竹山道雄らによって唱えられていた日本特殊論、或いは再生型脱亜論に対抗する形で提起されたものである。

竹内は歴史的に通観して、アジア主義に「大アジア主義」と「非大アジア主義」すなわち侵略と連帯を明確に区別することは無意味であり、しかも困難であるとさえ主張した⁽⁴⁾。そして樽井については、平野のような思想的改竄は批判されるべきだとし⁽⁵⁾たうえで、合邦論は「彼の創見であって、しかも絶後の思想ではないか」とし、「彼には洋学の素養がない。だから彼の合邦論は、いささかコジツケの観がなくはないが、それだけに今日かえりみてきわめて新鮮である。洋学者たちにはこの独創は思いつかないであろう」と論じたのである。以上の評価は、ほとんど実証性を欠いた印象論に基づいているものの、竹内の問題提起によって樽井の思想が研究の対象となり得たことは確かである。ただ、樽井に「洋学の素養がない」という評価が全くの誤りであることは、その後の研究で明らかであるし、本稿でもそのことを述べていくはずである⁽⁵⁾。

以下において、本稿は『大東合邦論』執筆の経緯から説き起こし、その論旨の具体的な内容を分析し、更にはその清国と朝鮮への影響についても見ていくことにする。

第一章 『大東合邦論』執筆の経緯

『大東合邦論』構想の遠因を探れば、それは一八七九年から翌年にかけての「無人島探検」にあるといえるだろう。樽井藤吉は上京して神習舎で国学を学んでいた頃、周囲の人物からの影響を受けて征韓論を唱えるようになっていた。しかし、政府に宛てた建白書も容れられず、西郷の挙兵にも呼応できないまま悶々としている中で、樽井は突如として征韓の実行を思いたち、友人と共にその根拠地を求めて朝鮮半島付近の無人島を探検したのである。だが、四度にわたる行動は全て失敗に終わった。⁽⁶⁾彼はこれ以後、「腕力主義」の限界を知り、朝鮮を「智慧で取る」方向に転じたのである。『大東合邦論』はそうした考えの延長上にあるということが出来る。

樽井が『大東合邦論』の構想を抱き始めたのは、一八八五年秋のことであった。当時、彼は亡命中の金玉均支援活動を行っていたが、それが不調に終る中で、頭山満の勧めもあつて福岡に行き、玄洋社で万国公法関連の書籍を読む機会を得た。これが合邦論を案出する上での大きな契機となった。

当時、日本では数種類の万国公法関連の書籍が翻訳・出版されていたが、樽井が読んだと推定されるのはヘンリー・ホイートン（漢訳名、惠頓）の著作『万国公法』である。ホイートンはアメリカの法学者で、彼の著書 *Elements of International Law*（一八三六年刊）は最初、清国で漢訳されたものが江戸末期の日本に伝わり読まれていたが、後に開成所において重訳されるに至り、更に明治期に入って司法省で再訳・出版され、識者に広く読まれるようになっていたのである。⁽⁷⁾

樽井がホイートンの著作を参照したと推定するのは以下の理由による。すなわち、同書の第三九条にある「凡そ邦国は、或は独立に係るものあり、或は数国合して一君を奉ずるものあり、或は会盟相合して成るものあり」という部分は、彼の連合の事例検討の基礎なるものであること、また第四〇条にある「昔時英国王、亜諾威爾國を兼治すると雖も、本国の管轄と異にして諾、英の両国一君を奉ずるのみ」、「普^{プロイセン}国王、瑞^{スイス}西の一州^{ニュースウェット}邦を兼治するも同じく此に因て、瑞西の盟邦を分つに非ず。亦普国と合するに非ざるなり」という部分は、ほとんど同

じ形で『大東合邦論』の中に現れているからである。特に、ヌーシャテル州がプロイセンの飛び地領土でありながらスイス連邦の一員であるという事実こそ、彼が日本と朝鮮との合邦を考えさせる契機となったのである。

しかしこのことは、樽井の構想が意図することを既に明らかにしているかのようである。すなわち、朝鮮はヌーシャテルとは違って他国の領土となつていないわけではないものの、古くから中華帝国の支配秩序（冊封体制）の中にあり、そうした体制の中にありながら日本と連邦を形成させるヒントがホイートンの著作の中に見出されたのである。それこそ、彼が「智慧で取る」と考えたものであった。

『大東合邦論』の日本語の草稿は一八八五年には完成していた。草稿の段階では、樽井の構想は日本と朝鮮の二国による合邦のみであったと見られる。彼は草稿を持って玄洋社社員⁸の香月恕経を訪ねて評を請うた。しかし、香月からは両国の気運は高まっているどころか、国民同士が猜疑心を抱いている現状では二国合同は困難である。むしろ、他の国を入れて三国合同とすれば、あるいは受け入れられるのではないかとのアドバイスを受けた。⁹しかし、樽井はそうしたことを考える前に大阪事件に連座して投獄され、しかもその間に草稿は失われてしまった。そのため、この時点での樽井の具体的構想は窺い知ることができない。

出獄後の樽井は、「爾來、悲運に沈淪して専ら再稿に従事すること能はず。数年を経て、僅に十六章を草せり」¹⁰と記している。草稿に対する友人たちの評価が厳しいものであることを知った彼は、「本稿の実を挙んと欲せば、先之を漢文に改め、其書を韓国に頒布し、彼をして徐々此に憬悟する所あらしめざる可からず」と考えるに至った。彼に漢文を指南したのは、樺太開発などで知られる岡本監輔（韋庵）であり、岡本を彼に紹介したのは副島種臣であった。樽井は、「韋庵先生快諾して、丁寧反覆文勢詞調を修飾せらる。学友奥宮東鳴、鈴木晴堂、及び老儒太田代不知庵等亦批評を加へ、益を与へられたるもの多し」¹¹と記している。

ところで、樽井が「十六章を草せり」とするのは、一八九三年八月に出版される書籍版を指しているのである。

が、彼はこれより前の九一年の五月から十一月にかけて、雑誌『自由平等経緯』（中江兆民創刊）に同じ題名の論説を連載している。これも漢文で書かれているのであるが、書籍版と比較すると文章・内容ともに完成度が低く分量もかなり少ない。彼が岡本から添削を受けたのは、恐らくこの連載の原稿を書籍化する段階においてであろう。以下に、両者の構成を示しておこう。

『自由平等経緯』版（一八九一年）

序章

大東国号之积義

人世大勢 上・下

世態変遷 上・下

万国情況

俄情

支那情況

朝鮮情況

和韓古今之交渉

国家及政治

書籍版（一八九三年）

序言

国号积義

人世大勢 上・下

世態変遷 上・下

万国情況

俄国情況

漢土情況

朝鮮情況

日本情況

日韓古今之交渉

国政本原

合同利害

連合方法

論清国宜与東国合縱

以上を見れば、章の題名に微妙な変化はあるが、書籍版が『自由平等経綸』版を下敷きにしていることは一目瞭然である。もちろん、「人世大勢 下」のように内容が大幅に変化したものや、「朝鮮情況」のように引用されている史料が変更されたものもある。しかし何より、合邦と合縦の有益性と方法を説く最後の三つの章が付け加えられていることが大きな違いである。ここからすれば、『自由平等経綸』版は香月恕経のアドバイス、すなわち二国合邦だけでは不十分だとする意見を反映したものではないことが判明し、失われた日本語版草稿の域を出ていなかったのではないかと推定される。二年間の推敲を経て、清国との合縦を説く書籍版は、彼の対アジア構想の大きな飛躍を示しているといえることができるのである。

『大東合邦論』の出版について、樽井は次のように記している。「本稿既に成る。同郷の富豪土倉庄三郎氏、余が為に巨資を捐て本書三千部を出版したるは実に明治二十六年の夏なりき」¹²⁾。衆議院議員への立候補に始まり、同書の出版に至るまで、全て郷里の支援者である土倉の援助によるものであったのである。なお、発売書店は東京では丸善書店、大阪では前川善兵衛であり、国外では朝鮮は仁川の朝鮮新報社、清国では上海・天津・漢口・重慶・福州の楽善堂であった。国内外での反響については、後の章で見えていくことにする。

第二章 一等国への課題とロシアの脅威——合邦論の前提

日本と朝鮮は、何故に国を合わせて一国とならなければならないのか。そのことは、日本の国情とロシアへの警戒心に関わるものである。まず、樽井藤吉の日本の現状についての認識について見ていくことにしよう。

「日本情況」の章において樽井が記すところでは、「吾が日本国は実に世界の楽土」である。それは、気候温和

であること、地味豊かで農業に好適であること、山海の資源に富んでいること、自然の美が豊かであること、島国であり防衛に容易であること、単一民族のため和し易いこと、万世一系の天皇が支配していること、開国以来独立を保ち続けていることによる。⁽¹³⁾しかし、このような利点は逆に欠点にもなりがちである。その例としては、気候温和であるが故に寒熱の地域を開拓しようとはせず、また地味豊かであるが故に蓄蔵の念に乏しくなったことなどが挙げられている。

加えて、日本が単一民族であることは内向きの民俗を生み出し、「異論奇説の一新機軸を出す者」や、「一大英雄の海外を征服する者」を生み出せない原因となり、過去に独立を失ったことがないことは「小康に安んじて優柔不断」となり、「敵愾の気象を生ずること乏し」くなる原因となったのである。しかし樽井によれば、このような欠点があったとしても、日本は依然として世界の楽土であることには違いない。

樽井は以上のように日本を礼賛しつつも、ヨーロッパ諸国に対抗し得る一等国となるべく、いっその努力が必要であるという。確かに日本は、法権・関税の面で諸外国から侮辱を受けたばかりでなく、文物および貿易・製造業、富国強兵の成果の面でも彼らと肩を並べることはできなかった。しかし、今日においてそれらは既に克服されたか、あるいは克服可能な状態にある。そして今や、天時と地利とに恵まれた日本は、「務めて人事を尽くし、敢えて怠忽にせざれば、則ち文学美術の淵叢、貿易製造の枢区となるも亦た翹足して待つべきなり」とされるのである。⁽¹⁴⁾

しかし、未だ緒に就いていない大きな問題がある。それは、日本が海外に領土を持っていないことである。樽井の考えでは、「版図を拓き、国力を養い、以て欧米と平衡を持」することこそ、一等国という地位への重要なステップなのである。単に国家の開明を達成しただけで、国力を充実させなければ、その国は文弱の弊に流れ、優勝劣敗という生存競争の中では敗れ去っていく運命を免れないであろう。ヨーロッパでは、本国に数倍する面

積の植民地を持つている国も珍しくない。それに対して、日本の現状と今後に取るべき方策は何か。

我が国、人口より之を觀れば、則ち實に万国中の第五の大国なり。而して、未だ一屬国も有らず。今より以往、將に何れの地に向かいて境土を拡張んとするや。南洋諸島、南北亜米利加、及び阿弗利加諸州は悉く白人の占拠する所と為れり。而して、寒地・熱国は我が国人の適する所に非ざるなり。金革を枉とし、遠征を事とするも亦た、私の長ずる所に非ず。豈に、是れ我が日本の将来の一大欠事に非ざらんや。⁽¹⁵⁾

日本の将来の進出先が、まだ白人に支配されておらず、寒地・熱国でもなく、距離的にもあまり離れていない所だとすれば、そこが近隣のアジア地域に他ならないことは余りにも明白であった。しかし樽井は、それが朝鮮であるとも清国であるともいわない。そのうえで彼は、日本は国民の特性に従い、「同感の友国と相和し、以て其の力を合する」策を取るべきだとする。いうまでもなく、「同感の友国」とは朝鮮を指しており、樽井は「朝鮮、諸を日本に望まずんば、則ち亦た優勝劣敗の天数（運命）を免れざらん」と述べるのである。

ここで樽井は、日本と朝鮮が恰も運命共同体であるかのような言い回しをしながら、そして朝鮮が日本の版図拡大の対象とは無縁であるかのように装いつつも、実際にはそれを日本の一部にしようとする意図を持っていたことは明確であった。こうした考えは、かつて無人島探検の時に懐いた征韓論の延長上にあることはいうまでもなく、今や一等国を目指す日本にとっては当然の政策と考えられていたのである。

さて、次章以降で述べていくように、『大東合邦論』では国際政治の現状を「ヨーロッパ」対「アジア」という構図で見ている。しかし、ヨーロッパの中でも最大かつ直接の危険性を持つ国と見なされていたのはロシアである。

一八六〇年、ロシアは北京条約によって、英仏両国と清国との和議斡旋の報酬として、ウスリー川以東の沿海州の地を獲得し、朝鮮と国境を接するに至った。ウラジオストクが建設されたことは、この方面におけるロシアの侵入は朝鮮のみならず、日本および清国にも警戒心を強めさせた。江戸幕府に代わった明治政府にとっても、ロシアの進出は成立当初から重大関心事であった。当然、多くの政治家・知識人も同様の警戒心を共有しており、樽井もその一人であったのである。彼は「俄国情況」の冒頭部分で次のように述べる。

方今、宇内列国の最も犴黠（悪賢い）なるものは俄国たり。其の領する所の黒龍江州マダは朝鮮に接し、日本に対す。広袤万里、亜欧二大洲を綿亘し、以て其の西北に蟠す。此れ謂う所の、金氣殺伐の旺なりし所なり。故に、其の国人は鷲撃（猛々しさ）を好み、鷲を画き以て徽章と為す。今、其の翼は東亜の半天を蔽い、宛かも大鵬の凶南の勢いにも似たり。之と境域を接する者は其の情を審らかにせざるべからず。¹⁶

悪賢く猛々しさを好むとは、当時の日本人がロシアに対して抱いた典型的なイメージであったと思われる。しかし、ロシアは元来は「欧洲北鄙の一蛮夷」に過ぎず、しばしばモンゴル族の制圧を受けるなど停滞が続いていた。それが大変革を遂げるのは、ピョートル一世（在位、一六八二―一七二五）の時代においてである。内政改革と軍事力の拡大によって、ロシアを東方の辺境国家からヨーロッパの一員とさせたピョートル帝の功績は大きく、「子孫相承け益々疆大を致すは、皆伯得帝ピョートルの謀を誥のこすなり」とされるのである。

樽井が「伯得帝の詭謀」として挙げるのは全十五款からなる「ピョートルの遺訓」である。彼は、ピョートル没後、ロシアがポーランドを滅ぼし、トルコ、中央アジアを侵略し、ヨーロッパ諸国の内政に干渉したのは全て遺訓に従ったものだと言っている。ロシアはありとあらゆる陰險な策を講じて他国の政治を混乱させ、自国の支

配下に組み込んできたとするのである。今日では「ピョートルの遺訓」が偽書であることは常識の部類に属すが、樽井の事例からも分かるように当時の日本では真実であると信じられていた。それほどロシアの侵略的性格が脅威に感じられていたのである。

しかし、ピョートル帝の時代には東方に十分な関心が払われていなかった。「土地は遼遠にして、緩急に応じ難し」というのがその理由であった。しかし、近年の電信や交通の発達によって、ロシアは東方に関心を強め、黒龍江以南の地を侵取し、ウラジオストク港を開き、樺太を掠奪し、その勢いは益々猖獗を極めるところとなった。今や、ロシア海軍は既に東方に展開しており、更にこれにシベリア鉄道が加われば、その力はいっそう強大となるに違いない。樽井は次のように述べている。

今、艦隊を海參威ウラジオストクに駐するは、是れ俄鷲の左翼なり。然れども、猶お羽毛の未だ成らざるの觀有り。若し、西伯利亚シベリア鉄道竣工すれば、則ち羽毛は全て成りて、其の右翼たる鉄道は既に裏海カスピより米兒委メルブを経て、塞馬兒汗サマルカンドに達し、波斯湾ペルシヤ、印度洋を距つも亦た遠からず。若し、此の志を達するを得れば、則ち東亞諸国は猶お嚙下の餌のごとし。⁽¹⁷⁾

シベリア鉄道が着工されたのは一八九一年のことであるが、将来これが開通したなら黒龍江の地は全てロシアの支配下に置かれることになるであろう。黒龍江は現在では不毛の地と見なされているが、将来、人口が増え大農法が採用されれば生産力も高まるに違いない。そうなれば日本に何らかの影響を与えることは必定である。かくして、ロシアの脅威は現在以上のものとなり、近隣アジアへの進出を求める日本にとつては、最大の妨げとなると考えられたのである。そのため、樽井は「宜しく之を網羅するの策を講ずべし」というが、その策こそが朝鮮との合邦、そして清国との合縦であったのである。そこで、次章以下では樽井の合邦論の具体的な内容について

て述べていくことにしよう。

第三章 日朝合同の原理

日本と朝鮮の結合の根柢となるものは何か。樽井藤吉は「序言」において、日本は和を貴び朝鮮は仁を重んじることが、両国親密の要素となると述べているが、それ以上に彼が根柢として考えていたのが「親和」という概念であった。彼はこれを集団形成の根本と考えている。彼は次のように述べる。

社会は人人の同気相求め、同類相依り、以て協力分勞有るの謂なり。同気相求め、同類相依るは、自から親和の性有りて然り。蓋し、親和なる者は万物通有の性にして、其の本原は天に出ずる者なり。¹⁸⁾

樽井の考えでは「親和は天賦の性」である。そして、その親和なるものは、己を愛することから始まるものであって、己を愛するが故に氣質を同じくするものが互いに求め合い、ここから同類が頼り合うことになる。そして、同類が頼り合い助け合うことによって、その希望を達成することができるのであって、「苟も親和の力無くんば、則ち無機・有機両界の諸物は悉く皆分離崩散するのみ」というものであった。

この「親和」なる概念は、樽井が東洋社会党の理論を案出した時期にも言及されたものである。ここでは、「親和」と「道徳」が社会主義の根本をなすものと考えられていた。当時においては、「親和」はどちらかといえば東洋的価値の象徴として強調されていた感がある。しかし『大東合邦論』においては、それは東洋固有のものとして強調されるよりも、むしろ提携を容易にする概念として用いられる傾向にある。それは、物と物、人と人、

集団と集団を結びつける概念であったといえるのである。

しかし、歴史の過程において進化・競争は普遍的真理である。歴史は未開から開明へ進むのであるが、その過程は競争によって成り立っている。樽井によれば、親和と競争は陰と陽の関係にあり、社会は親和を体とし、競争を用として成立しているとされる。このような「競争による進化」という発想は、スペンサーの進化論の影響によるものであったが、樽井自身も「進化学は社会変遷の理を説き、之を生存競争、優勝劣敗、自然淘汰の作用に帰す」と述べている。⁽²⁰⁾一八八〇年代から九〇年代の日本は、「スペンサーの時代」といわれるような思想状況であった。そして、彼の進化論についての著作である *First principles* が『万物進化要論』として抄訳されたのは一八八四年のことであり、樽井がこれに接し、知識を吸収していた可能性は十分に考えられるところである。

それでは、世界の進化はいかなる方向に向かっていくのか。それは分散から統一の道である。樽井は、「社会は漸々分裂離散の状態を脱して結合輻輳の状態に進む」というスペンサーの説を意識しながら、次のように述べている。

泰西人曰く、「世界万国は遂に一統に帰せん」と。蓋し、大勢の向かう所を推せば、則ち架空の妄想に非ざるなり。今を距つこと五百年前、地球上の独立の小社会を算うるに、其の数は八百を下らず。而して、現時は七十に過ぎざるなり。時運の変、其の速やかなること此のごときは懼れざるべけんや。「中略」近世の勢いを以て将来を推せば、則ち万国の統一は將に五百歳を出でざらんとす。⁽²¹⁾

このような歴史の大勢の中でヨーロッパとアジアを対比させると、全欧の土地と人口は清国一国の人口にも及ばず、二十数カ国が分立している状態である。しかし、彼らが合わせて一国となり、協力して東に向かった

としたら、アジアを席卷し天下を全て手に入れることは困難なことではない。今まで、彼らがそのような行動に出ていないことは幸運といえる。しかし、アジアとしては今後も彼らの分立状態に期待を待ち続けるのではなく、「我の彼に應ずる所以の者」が必要だという。それはアジアの團結＝統一にほかならない。ヨーロッパは内には分立するものの、外に異人種の国に向かえば團結するものだからである。従って、右の引用部分における将来の「万国の統一」とは、ヨーロッパによる世界支配にほかならないのである。

しかも、樽井の考えでは、今日の世界は国家間の競争を越えて人種間の競争の時代となっている。然るに、同人種の者はその国情にも必ず近いものがある。それ故、同人種の人たる者は、ともに切磋琢磨し異人種に対抗すべき方策を講じなければならぬのである。⁽²²⁾このように、人種競争の時代にあつて、しかも白人種によって世界が統一されかねないという危機の中で、黄色人種はそれに対抗すべく團結しなければならぬというのが彼の論理であつた。その手始めとしてなされなければならないのが日朝の合邦であつたのである。

しかし樽井の見るところでは、朝鮮は「小且つ貧」であり、危機は間近に迫っている。そのような国を富強開明に導く方策はあるのか。樽井はそれが可能であると考へるのであるが、彼はその前に朝鮮がなぜ停滞したままであるのかについて説明する。

朝鮮の地理を見ると、三方は海に面し一方は大陸に面しており、それはあたかもギリシャ・ローマにも比することができぬものである。しかし、それが彼の国のような繁栄を見ることができなかったのは一体なぜなのか。それは、「己に在る者に恃み、自ら勉め」ることをせず、「己に在らざる者に恃みて、自ら勉め」ざるが故であつた。富強開明の域に達するには、こうした姿勢を持たせる精神、すなわち「自主の気性」が必要であつたのである。樽井は、朝鮮の停滞の理由について次のように述べている。朝鮮が「新羅一統以来、自主の気象の却つて展びざるは、其の日本に親しまずして、漢土に親しむに因るなり。自主の気象にして展びざれば、則ち百事自ずか

ら屈す。是れ朝鮮の隆運、希臘^{ギリシヤ}・羅馬^{ローマ}に及ばざるの一大原因なり⁽²³⁾。ここから分かるように、彼は朝鮮が中華世界に所屬していることが最大の問題であると見ていたのである。

さらに、朝鮮は地理に沿った発展を遂げていないと見なされる。樺井によれば、人類は山岳丘陵に居住した時代から平原に移り、さらに河流、内海の各時期を経て、大洋及び鉄道時期に至つたとされる。ところが朝鮮では檀君が長白山に起ち山岳時代が始まったが、後に平壤に移つて平原時期となつたものの、平原は広さに欠けるため河流に進んだが、それも長さに欠けるために時機に合うことができなかった。そのため、船舶回漕の技術に熟せず、内海時期の進歩も甚だ緩慢なものとなつたのである。今後、朝鮮は大洋及び鉄道時期に進むのであろうが、現状からして前途は決して明るくはないだろう。樺井は次のように述べる。

三面の海と一面の陸にして、此の期に当り、果して能く富強開明を致さんや。既に平原・河流・内海の三期を失いて、其の国は小弱、其の民は疲弊し、且つ政綱紊乱し、治化は廢類す。自主の名は有りて、自立の実は無し。良法有るに非ずんば、則ち其の国を興し、其の民を利すること能わざるなり⁽²⁴⁾。

当時の朝鮮の一部には、シベリア鉄道の開通を利用して経済的利益を上げ、富強を図ろうとする考えもあつた。しかし樺井は、「三面の海、一面の陸」を有する朝鮮にとって、「一利は三益に如かず」であつて将来の利益は海にあると主張する。従つて、朝鮮にとつての「良法」とは海洋術の習熟にはかならない。故に、「其の興国の道は先ず海外の開明諸国と通商し、以て其の業を講じて、之を西北の大陸に施すに在り」とされ、海洋国である日本と提携することこそ朝鮮が将来に利益を博する道だと説くのである。

さて、樺井は朝鮮の「自主の氣象（＝気性）」の欠如が発展を妨げる要因となつてきたのであるが、

近年に至って大きな変化を遂げたという。それは、一八七五年の江華島事件に際して、万国公法に基づいて日朝修好条規を締結したことによってである。すなわち、これによって朝鮮は「遂に隷属の地位より進みて自主の大朝鮮国と為」った。それは、「古より漢土の朝鮮を遇すること、常に自国の大を恃み、以て之を奴隸視」する一方、「朝鮮は漢土の大を懼れ、奉承を以て国是と為し、遂に其の自主の心を喪う」原因をもたらした宗藩関係からの自主権の回復であった。⁽²⁵⁾ 朝鮮国王は今なお謙讓して清国に臣下と称してはいるが、その国民は既に自主独立の民であり、清国の臣民ではないのである。朝鮮の民をこうした状態に至らせたのは日本の力であった。

先に述べたように、樽井の考えによれば、日本と朝鮮は「仁」と「和」を重んじ、「親和」を基盤とすることによって、古来親密性を保ち続けてきた。そして彼は多くのアジア主義者と同様に、「両者はもとより「同文同種」の親密な兄弟であると説く。すなわち、樽井は「大東両国の人、其の毛髮皮膚及び骨格は皆同じうし、其の同種たるは疑いなし」といい、また日本と朝鮮は古来相互の交渉があったことからすれば、日本と朝鮮は同じ種族で混合民族であったとも考えられた。また、同文であることについて、樽井は「両国言語同じからずと雖も、その綴辞の法の全く相同じき者も亦た人種同一の証なり」と述べている。⁽²⁶⁾ 確かに、言語学的にはそのような説を採るものが多く、人種的同一性の根拠とするには都合のよいものであった。しかし、こうした見方は、日朝ばかりでなく黄色人種の間、差異性を無視することによって成り立つものであったといえるであろう。

さて、樽井は東アジアの世界を独自のイメージで作り上げていく。例えば、彼は欧米社会が個人を単位とした制度であり、そうした基礎の上に国家が成り立っているため、国民の間の親愛の情は希薄であるとされる。他方、東アジアでは国家は家族制度を基本としており、そのため上下関係を保つという心情に切実なものがある。それ故、合邦は本来的に東方諸国に適したものであるというのである。このように、家族の延長上にあると想像された東アジアの国家と社会は、ヨーロッパのそれとは根本的に異質なものであった。

前述したように、樽井はアジアの価値として「親和」を挙げ、西洋の「競争」と対置させていた。そして、彼は「国政本原」の章において、競争を原理として懲悪〓刑罰〓権を政治の基本とする西洋を批判し、親和を原理として勸善〓教化〓徳を政治の基本とするアジアの政治的優越性を説いている。すなわち、「悪を懲らすは、人をして悪に格いたらざらしむるに如かず。苟も、悪無からんと欲せば、焉んぞ教化を以て之を導かざるべけんや」というのである。しかし、これはあくまでも理想主義的言説であって、現実認識においては逆に西洋を高く評価していることに注意しなければならない。というのは、彼はここで開明化という国政〓政治制度に対する評価を、「富強」という問題にすり替えているのである。

樽井によれば、古代中国においては立憲・共和の政治が行われていた。ところが、「堯・舜・周公の道は、今日欧米に行われて、東亜には行われず。欧洲昔日の野蛮は、化して今日の富強開明と為る。而して、東亜の諸国は萎靡して振るわず」という状態になっている。このことは、富強をもたらした競争の政治が、停滞を持続させる親和の政治より優れていることを承認していることにはかならない。西洋は懲悪政治の余弊のために、未だ「仁善」の政治に到達できずにいるとされるが、停滞するアジアが西洋を越えてそれに到達することなどおよそ論理的に考えて不可能であろう。

確かに、日本は近隣のアジア諸国より先んじて近代化を達成した。しかし樽井は、日本ですら民度は未だ高まらず、国力も未だ強からざる状態としながらも、今なお君主専制政治のもとにあつて国力の更に微弱な朝鮮が、既に立憲政体となっている日本と合邦すれば、積弊は自ずと除かれることとなり、国の安寧と民の幸福が到来し、飛躍的な発展が遂げられるであろうとするのである。

以上のように見てくれば、樽井は「仁」「和」「親和」などの東洋的伝統を想起させる用語を使いながらも、現実政治では強い近代主義的傾向を見せていたことが理解される。彼にとって西洋は対抗すべき対象ではあつても、

彼らの産物たる近代は否定すべきものではなかった。彼はそのような考えから朝鮮との合邦を説いたのであるが、それは同時に、かつての征韓論の反省を踏まえたものであったことに注意しておかなければならない。彼は次のように合邦論の正当性を主張する。

国人に嘗て征韓論を唱うる者有り。夫れ、戦いて之を取らば、則ち必ず国力を疲靡し、以て其の怨を買わん。論者之を知りて、猶お之を取らんと欲するは、外人の此の地に扼るを恐るればなり。今、協議し以て之と合するは、其れ大幸たる、果たして如何ぞ。⁽²⁹⁾

このように、武力によつて朝鮮を併合しようとすれば両者に禍根を残す所となるのであるから、むしろ「大公を持し、以て之と合すれば、則ち我は兵を用いずして朝鮮を取るなり。朝鮮も亦た、兵を用いずして日本を取るなり」⁽³⁰⁾とされ、両者にとつて利益があるとされる。ここでは、征韓論が否定されているかに見えるが、実際には、それが趣向を変えた征韓論以外の何物でもないことが容易に分かる。

以前、樽井は金玉均支援を行ったことがあるが、それは朝鮮の内政改革に期待をかけたためであった。しかし、『大東合邦論』にはそうした姿勢は見られない。それは、かつての朝鮮の改革運動が想像以上に清国の介入を招き、その影響力を拡大させたためであると考えられる。そのため、この時期の樽井は、朝鮮王朝をそのまま存続させつつ中華世界の宗藩秩序から離脱させ、そのうえで日朝の合邦を目指したといえる。樽井のそうした考えは、以下のような文章から読み取れる。

朝鮮王、永世の尊榮を保たんと欲すれば、則ち亦た日本と合同するに如かず。日本の皇統は固より万世一系たりて、

国民の忠誠の実も想うべきなり。今、之と兄弟の誼を結び、彼此並立すれば、則ち其の王統は日本国民の擁護する所と為らん。³¹⁾

このように、かつて樽井がホイートンの『万国公法』で知ったヌーシャテルの事例は、アジアにおいては日朝の合邦という形で実現されるものと考えられたのである。竹内好はこれを樽井の「創見であって、しかも絶後の思想ではないか」と書いた。しかし、明治初年からのロシア警戒論の流れに限定すれば、こうした考えは決して特異なものであったわけではない。例えば、一八七〇年五月の兵部省の「大ニ海軍ヲ創立スベキノ議」においては、朝鮮を従えて清国と連係してロシアの南下の脅威に当たるべきことが説かれており、樽井の主張はそうした考え方の延長上にあつたと見ることもできるのである。ただ、彼の「創見」として評価すべきことは、対象を主要敵たるロシアに限ることなく、人種論的観点からヨーロッパ全体にまで広げたことであつた。

第四章 清国に対する評価とその位置づけ

樽井藤吉は大東合邦の理論で、日本と朝鮮とは大東国を作つて一体になる一方、新たに結成される大東国と清国とは合縦の関係であるべきだと論じている。彼は清国に対して、朝鮮と同様に富強開明の実現を望んでいたのであるが、なぜ清国は大東国の一員となることができないのであるうか。本章では、彼の『大東合邦論』の中の清国に対する評価とその位置づけが、どのようなものであるのかを検討していくことにする。

当時の清国は、朝鮮の内政に介入し、その改革運動を徹底的に壊滅させたことをもって、日本の一部の知識人からは守旧の象徴として忌むべき存在として見られていた。その典型的人物として挙げられるのが福沢諭吉であ

り、彼は甲申事変失敗の翌年である一八八五年三月に「脱亜論」を発表し、清国と朝鮮に対して、「我は心の中で亜細亜東方の悪友を謝絶するものなり」と宣言していた。この点からして、樽井の『大東合邦論』の草稿が同じ年に書かれていることは極めて興味深いものがある。というのは、樽井が清国に集中的に論及した「漢土情況」の章は、福沢への反論のような形で始まっているからである。

樽井は冒頭において「友に益者あり、損者あり」とし、「我を益さざる者は、慎みて之を避くるのみ」とはするが、「其の情誼より避くべからざる者も亦た有り。其の避くべからざる者に不善有らば、則ち宜しく勧誘して之を共に救正すべし」とも述べている。⁽³²⁾そして、清国はアジアの文明国であって、昔から日本の「益友」であるとしている。一見して、この言葉が福沢の「悪友」を意識したものであることは容易に理解される。そして、日本とは「漢土盛んなれば、則ち我が国は利を受け、衰うれば則ち害を受け、其の盛衰興亡は我に影響」する関係にあった。

確かに、近代に至って清国は弱体性を露呈し、伝統に固執するばかりで近代化を実現できない状態にある。しかし、清国の危機は日本の危機でもある。しかもこの時期は、「同種人の相党し、以て異種人を排斥する」する時代であって、白人種に対抗するためにアジア黄人同種の国は、相提携しなければならぬ。彼は福沢のように「東方の悪友を謝絶する」のではなく、「同種の兄弟に不善有らば、則ち宜しく之を善に進めて相与ともに切磋琢磨し、以て共同の利を図

る道を選んだのである。それでは、清国の停滞と危機をもたらしたものは何か。樽井は幾つかの事例を挙げているが、それによれば清国は西洋列強に対する危機感を欠き、その結果、西洋諸国との不平等条約の締結を強いられ、北方ではロシアの南下に対抗することも出来ず、南方でもかつての影響力を失うこととなり、その間接の害は同種の隣国である日本にも及ぶこととなっている。それは、日本という「同種唇齒の国を害い、亦た自らを害う所以」であった。彼

は強い危機感を持って、同種人の団結を望んでいたのである。

しかし樽井の評価からすれば、清国社会の現状は慘憺たるもので、外国と接し得る状態にあるものとは見えなかった。すなわち、清国は東方の強国であるといえながら、人口が多いばかりで、「道徳は地を払い、風気は壤乱」しており、乞食多く至る所に群れをなし、「先聖の謂う所の仁義は、今は則ち詐騙と為り、盜賊と為り」、「礼は唯に虚儀虚飾なるのみ」である。また、自らは「中華の聖人の裔と称し、傲慢不遜」であるが、今やかつての藩属国であったベトナム人からも軽蔑されているのが実態である。

しかも、国民は政府を仇視すること甚だしく、満洲人の支配に対する反発は高まっている。それにもかかわらず、清国政府や知識人は伝統に固執するばかりで近代的知識に目を向けていない状態である。樽井は以上のような清国の惨状を、西洋人による「醜詆の語」として紹介しているが、ここには彼がかつて上海・福州に滞在した時の見聞も含まれていると推察される³³。しかし、このような状態にあるとはいえ、清国は一旦翻然として悟り、その弊を改めることができれば、世界の強国となることができる。それは日本に倣うことによって可能となり、そのようにして初めて清国は盟邦となり得ると考えられたのである。

それでは、日本と朝鮮とは合邦できるが、清国はなぜ大東国の一員となることができないのか。そのことは、『大東合邦論』の最終章である「清国は宜しく東国と合従すべきを論ず」において詳述されている。まず、樽井の考えるところでは、合邦が可能となるには、その国が自主を全うし、国民を政治に参加させていることが条件となる。日朝の合邦はそれを前提にしていたことからすれば、清国にも同じことが求められるであろう。清国の場合は「自主」は問題とはならないが、前述した社会の腐敗と停滞は民度の低さを連想させるものであり、政治参加の障碍となり得ることは想定し得るところである。しかし、それ以上に問題となるのは清国国内の異民族の処遇であった。

樽井の考えでは、日本と朝鮮は民族的に混合した可能性があるとはいえ、それぞれが単一民族国家と見なされたため合邦には問題がないとされていた。しかし、清国はその内部に多くの民族を抱えている点において、日本や朝鮮と国家の形態を全く異にするものであった。もし、清国を大東国の中に組み込んだなら、原則として被支配民族たる漢族、タタール族、モンゴル族、チベット族なども政治に参加させざるを得なくなるであろう。満洲族を中心とする清朝政府がこれを許せばよいが、許さなかった場合は非常に大きな不公平が生じることになるであろう。そうなれば、不満が高まり必ず反乱の念を深めることになる。このように、日本および朝鮮とは違って、清国は複数の民族からなる帝国であるという現状から、合邦に支障を来すとされるのである。

しかし、何よりも問題となるのは清国と朝鮮の間にある宗藩関係の存在であった。日朝合邦は、それに替わる新たな東アジアの国際秩序の提示であったといえるのである。樽井は大東国創設の過程で、清国と朝鮮の宗藩関係の有名無実化を意図していた。彼は次のように述べている。日朝両国は自主の国である。自主の国が互いに協議締結して和合を図ることは、「公通の条理、正明の大典」に拠るものであって、清国が容喙すべきことではない。今、敢えてそれを行おうとすれば、それは万国公法に反することである。³⁴⁾

日本と朝鮮との合邦は、万国公法に違反することではなく、むしろ「公通の条理」として認められるべきもので、日本と朝鮮を保全するためにも、また西洋の白人に対抗するためにも採られるべき唯一の方法であった。朝鮮国王は今なお清国に臣下と称しているが、それは合邦の妨げとはならないという。スイスのヌーシャテル州を始めたとして、「各国の例に拠れば、往々にして国と君とは自ずから別有」るのであって、「君主一身の故を以て其の合邦を害する」ことはないと考えられたからである。

しかし、清国は自国の利害を優先するため、万国公法を空理として従わない可能性がある。この場合の利害とは宗藩関係を維持するか否かであるが、樽井は朝鮮が清国に臣事すること自体が果たして利益に繋がることなの

かは疑問であるという。朝鮮は一貫して清国への敵意を抱いていないが、「懦弱頑鈍」をその俗としており、もし白人種が朝鮮を占領することになれば、清国には害をもたらすだけでしかない。朝鮮は宗主権をもって頼むべき存在ではないのである。しかし、朝鮮は「懦弱頑鈍」な国ではあるが、日本と合邦して富強を圖ったならば、東方では十分に頼むに足る存在となるであろう。

このように見れば、日朝の合邦は清国にとっては「益あつて害なきこと」は明らかであった。また、もし大東国樹立が実現したならば、不利を感じるのは清国ではなく西洋の白人勢力である。何故なら、日朝が合邦して一つの強国が出現したならば、清国の強大な援軍となつて、白人の野望を阻止する力となるからである。

以上のように、樺井は清国と朝鮮の宗藩関係を朝鮮国王との関係に限定し、朝鮮を自主の国とすることによつて清国から実質的に分離させる論理を提示した。それは、清国の宗主権の形骸化であり、合邦という名目をもつて朝鮮を事実上日本の一部とすることの承認を清国に迫るものであった。清国が大東国の一員となることは、当初から樺井の想定するところではなかつたのである。

「清国は宜しく東国と合縦すべきを論ず」の章で特徴的なことは、樺井が清国の満洲民族支配体制に何の疑問も抱いていないことである。むしろ彼は、漢民族ナショナリズムに全く無理解であるといつてよい。例えば、彼は「清国今日の富は南方の漢族に在り。故に、恢復を謀る者は、必ず將に南方より起たんとす」と述べる⁽³⁵⁾。この一節は恐らく太平天国を念頭に置いたものであるが、将来再び反乱が起れば、清国政府は当時と同様にイギリス・フランスの力を借りて鎮圧を圖るだろう。しかし、樺井はそれが得策ではないとする。むしろ、清国は日本と合縦して根本を強固にすれば、漢民族は「叛心有り」と雖も起つこと能わず。是れ兵を勞せずして漢族の心を制するなり⁽³⁶⁾とされるのである。ここからは、彼の考える合縦が、満洲民族支配体制の維持を前提としていたことが理解されるのである。

日本にとって、大東国と清国との合縦は北方の脅威に対抗する上でも重要である。西洋列強の中で、東アジアにとって最も危険な国はロシアである。既に見たように、樽井はそのことを「俄国情況」の章で詳しく論じていた。しかも、脅威という点では清国にとっても同様である。清国はロシアとの国境線が最も長く、過去にしばしば北辺を侵された経験を持つからである。

しかし、もし大東国が創立し清国と合縦したならば、ロシア海軍は対馬海峡を過ぎて東シナ海に入ることができなくなる。その場合、清国軍がイリ、パミール方面に出撃してロシア軍の東西交通路を遮断し、日朝の陸海軍がロシアの東海岸を攻撃したならば、清国は単に黒龍江の地を回復だけでなく、国境線を今よりも北上させることができ、満洲地域の守りは鉄壁なものとなる。かくして、清国はイギリスに頼ってロシアに対抗する必要もなくなり、安全保障上の問題も解決できるということになるのである。

樽井の『大東合邦論』には、清国に対する侵略の意図は見られない。むしろ彼は、合邦・合縦によってロシアからの脅威を減少できたなら、清国は「凶南の大計」を立てるべきであるとして、南方への発展を勧めるといふ興味深い案を提示している。それは、国内で圧倒的多数の人口を持ちながら、満洲民族によって支配されている漢民族の謀反の感情を発散させるためにも、清国政府は彼らに国外への発展の道を求めさせるべきだということ考えに基づいていたのである。

そしてその過程で、清国はベトナムを援助してフランスから独立させ、更にシヤム、ビルマを連合させてマレー半島を西洋の白人の手から解放し、鉄道を敷設して清国とインド間の交通を開き、現地民を助けてイギリス勢力を挫き、アジア人の苦しみを解いてやったなら、清国は南方各民族から慕われることは間違いないという。そして彼は次のように述べる。

清廷果たして此の志有らんか、我が東方も亦た、す応に清と道を分ち、以て南洋諸島の拓殖を謀り、其の藩民をして文明の雨露に均霑せしむべし。然らば則ち、数十年を出でずして、37亜細亜黄人国の一大連邦を致すべきなり。

ここでいう「我が東方」とは大東国を指しているのであるが、清国を南方に向かわせることに伴って、日本を中心勢力とする大東国も南方に一気に影響力を広め、黄色人種を中心としたアジア連邦の結成が期待されているのである。

以上のように、樽井にとつての清国は、朝鮮への宗主権に固執する前近代的な国家として批判される対象であるものの、ロシアの脅威に対抗するための北方への軍事的な守りという役割を果たすと同時に、南方発展のための契機を促す存在としても捉えられていたことが理解される。大東国の創出は、清国の朝鮮に対する宗主権を形骸化させ、東アジアにおける日本の指導的役割を高め得るものと考えられていた。清国を南方に導き出して、白人種との対決を経て黄色人種の復権を図るといふ構想は、ほとんど夢物語に近いといわなければならないが、アジア主義の先駆的位置を占める言説であることは確かである。しかし、それが漢民族のナシヨナリズムのはけ口として論じられていることは、その思想的屈折性を示すものといえるであろう。

総じていえば、樽井の『大東合邦論』における日朝合邦構想は、朝鮮を自主の国として清国から切り離そうとするものであるが、その「自主」とは彼らの主体性を全く無視したもので、むしろ日本の一方的な利益のために考え出されたものであって、彼がいう対等性は本質的なものではなかった。また、彼は清国を中心とする宗藩体制を解体し、新たなアジアの国際秩序を目指したといえるが、それは近代的国際大系に即応しようとしたものであって、西洋の国際関係の原理に対抗するために、同様の原理をもってするという考えに基づいたものであったのである。

第五章 『大東合邦論』の国内での反響と清国での出版

『大東合邦論』出版後、樽井藤吉はこれを天皇・皇后を始めとする皇族に献上し、更には各大臣、貴衆両院議員及びその他の友人、新聞社に贈り同書への批評を求めた。しかし思いに反して、その評価はほとんどが冷淡なものであった。彼が「大東合邦論再版附言」に記すところによれば、一八九三年九月十六日付の『東京日日新聞』では「眼界頗る闊大なるも而も言ふ可くして行はる可らざるを奈何せんや」、「清人元來、本邦の朝鮮を窺竈するを疑ふや久し。本書の如き説を聞かば、或は恐る、益す感情を害せんことを」と書かれ、また十月十四日の『報知新聞』では「浅薄迂遠にして一読の価値なし」、「誰か一読の価値ありと言ん」と酷評された。

これに対して樽井は、「三陛下一殿下に奉獻したる所の本書を以て、一読の価値無きものと罵倒せらるゝに於ては、実に恐懼措く所を知らざりき。噫、報知記者何の爲にする所有て、不徳の批評を敢てしたるや。余をして、彼は露国の機関に買取せられたるに非ずやの疑念を抱くに至らしめたる」と述べている。³⁸樽井としては満を持しての同書の出版であったであろうから、その失意の程が窺い知れるところである。

しかし、清国と朝鮮では日本とは逆に好評であった。清国では梁啓超が序文を加え、上海で翻刻したところ販売部数は十万余部に達したとされ、北京の『順天時報』での紹介も好意的であったといわれる。また、朝鮮においては一千部余りを頒布したが、「尚足らずして之を謄写したるもの其数を知らず」というほどの評判であったということである。『報知新聞』によって「一読の価値無し」と批判されたものが、清国・朝鮮で好評を博したことは、樽井としては自信を回復する思いがあったであろう。

このように、清国と朝鮮で『大東合邦論』は好評であったのであるが、同書は実際にどのような政治的影響を与えたのであつたらうか。一部の研究者からは、「樽井のアイデアは、アイデアとしては韓国人にとって何ら反

対する理由はない正当な理論と云ってよいものだった」とする印象論的な評価がなされている。しかし、あいにく十九世紀末の朝鮮での同書に関する情報はほとんど確認できないため、具体的事例をもって論じることにはできない。そのため、ここでは清国での事例に絞って見ていくことにする。

樽井の『大東合邦論』は、出版から五年後の清国で俄に注目を浴びるに至る。時代は日清戦争敗北後の体制内改革運動、すなわち戊戌変法の開始時期に当たり、同書はその指導者である康有為を始めとする人々の目に止まったのである。

『大東合邦論』は梁啓超の弟子である陳震審の校訂を経て、一八九八年に『大東合邦新義』として上海の大同訳書局より出版された。大同訳書局とは康有溥（康有為の弟）が前年の九七年に変法運動推進に資することを目的に、日本の書籍を翻訳・出版するために創設した出版社であった。

『大東合邦新義』の読者の一人に蔡元培がいる。彼は日記に読後感を書き、これを「引繩切事にして、群言を傾液す」（事理に適い、群書の精華である）と評価している。そして同時に、翻訳ではかなり変更された部分があるとし、「刪る所の者は二義なり。一は朝鮮に自主を懲慙せしこと、一は中国の滿漢相安んぜざるを説きしことなり」と記している。また、「孔教を広むること」と「男女平等」が新たに付け加えられていることを指摘し、中には「笑うべきこと甚だし」のような改竄もあると述べている。⁽⁴⁰⁾ここからは、蔡元培が原本と照らし合わせ、比較検討しながら読んだことが窺える。

確かに、『大東合邦新義』出版に際しては、樽井の原書が書き改められた部分がかんり見られる。この問題については、雷家聖の研究が両者の異同を綿密に分析しているので、今はこれを参考に論を進めることにする。それによれば、改変の第一の事例は康有為らにとって好ましくない語彙が修正されていることである。すなわち、漢土・清国・支那という語は全て中国に、そして清人は華人に改められている。そのため、第六章の表題である

「漢土情況」が「中国情況」へ、第十三章「論清国宜与東国合縦」が「論中国宜与東国合縦」に改められているのである。

第二は内容の意図的な書き換えである。『大東合邦論』の出版年を、明治二十六（一八九三）年から明治三十（一八九七）年に変えたことはその一例である。これは、同書が日清戦争の前年に出版されたことにすると、あたかも同書の唱える合邦が侵略と同義と受け取られ兼ねないことに配慮したためであった。また、『大東合邦論』では清国が大東国に加入するならば、国内の各民族は満洲人の支配を離れて「自主」となるべきだとある部分を、『大東合邦新義』では「中国之を許さば則ち渙す」と改められており、それが逆に分裂の危機に繋がるとされている。このような書き換えは、明らかに清朝を保全しようとする意図の現れであったといえる。

第三は全文削除の事例である。それは第九章「日韓古今之交渉」にある豊臣秀吉の文禄・慶長の役に関する部分である。樽井は原書において、朝鮮が災禍を被ったのは「明に代わりて我を拒むに由る」ものであったとし、秀吉の目的は明の征服にあつて朝鮮にはなかつたとして、「漢土は自ずから漢土にして、朝鮮は自ずから朝鮮なり」として両国の宗藩関係を否定する旨を記している。日清戦争直前の段階において、清国の宗主権を否定しようとする樽井の意図は明白なのであるが、戦争終結から三年経つたとはいえ、清国国民にとっては敗戦で支払わされた代価についての記憶は強く残っており、当該部分はそれに配慮して削除されたものと考えられる。

また、最終章においては、漢民族の謀反の感情を逸らせるために南下を図るべきだと論じる段落も全て削除され、代わりにキリスト教を排斥して孔教を広めるべきことが書き加えられている。これは滿漢の民族対立の側面を覆い隠し、康有為の変法の要点の一つである孔教の宣揚を目的としたものであった。

以上のように、『大東合邦新義』刊行に当たっては、内容が変法運動の主旨に合致するように書き改められた。それでは、同書が刊行されるに至ったのはどのような理由によるのだろうか。それは恐らく康有為個人の意向に

よるものであった。『康南海自編年譜』には、戊戌变法開始直前の一八九八年五月に、日本公使の矢野文雄と「合邦大会議」の開催を約したとする記述がある。しかし、この計画はロシアの知るところとなって中止になったといわれる。康有為と矢野との政治的距離の遠さから見て、年譜の記述は康の虚言に過ぎないという見方もある。しかし一方では、仮に康が矢野とは会っていないとしても、公使館の役人と合邦についての意見を交換した可能性はあるとする意見もある。⁽⁴²⁾ 但し、康は自著においては「合邦」という語を広範な形態を含むものとして用いているため、⁽⁴³⁾ 彼が開催しようとしたという「合邦大会議」が、果たしてどのようなレベルまでの「合邦」を意味したかは疑問が残るところである。ただ少なくとも、康有為は日清両国の合邦を孔教の普及による大同世界への一歩と考え、それが『大東合邦新義』の刊行に繋がったものと考えられる。

それでは、『大東合邦新義』に序文を寄せた梁啓超はどのような見解を持っていたのであろうか。彼によれば、弱肉強食を常とする国際社会の中で、合同する者は盛んとなるが、孤立する者は斃れゆく運命にあるため、世界の潮流は各国の生存のために連合の方向に進んでいるとされる。そして、黄色人種と白色人種は今や相容れない関係となり、清国の東南地域の利権は白人たちに奪い取られている。それにもかかわらず、為政者たちは何の危機感も持たず、「凡百の士夫、瞑然として鼾睡し、薪を積み火を厝くも、猶お以て安しと為す」⁽⁴⁴⁾ が如き状態である。こうした状況認識のうえに、日本を手本とした変法維新が緊急不可欠であるとされるのである。

このように世界の趨勢を連合への方向として認め、しかも国内での改革を進めていくに当たって、梁啓超は「合邦」自体をどのように評価したのであろうか。彼によれば、「合邦と云う者は、蓋し護教の庸腐、保民の規矩たるのみ」である。すなわち、それは孔教を守るための補助具であり、民を保護するための手本であるというのである。彼はこうした考えに基づいて、樽井の原書にはなかった孔教の普及を『大東合邦新義』に書き加えさせたものと考えられる。彼は康有為の主張に沿って合邦を解釈したといえるであろう。

梁啓超の序文は「光緒二十四年春二月」の日付になっており、陽曆にすれば一八九八年二月から三月にかけての時期に当たる。この年の六月から戊戌变法が始まるが、僅か三ヵ月にして守旧派による政変が発生し、变法運動は失敗に終わる。この变法運動の中で、合邦及び合縦問題がどのように論じられたかは判然としない。ただ、翌年六月の雑誌『太陽』の記事において、岸上操が「清国広東の某氏」からの書簡として一文を紹介しているが、その中には次のような一節がある。「聞説きくたらく康氏曾て森本丹芳著す所の大東合邦新義一書を光緒帝に追呈す。光緒帝之を見て大に悦ぶ」⁽⁴⁵⁾。樽井の著作は一部改変されたとはいえ、光緒帝の手許に届いていたことが分かる。樽井が関知しないところで、彼の著作は变法運動の過程の中で議論の対象となっていたのである。

第六章 韓国併合に向けて

樽井藤吉は一八九三年六月に『大東合邦論』を出版し、同年十二月に衆議院議員の職を離れた後、九七年には社会問題研究会に参加したり足尾鉍毒抗議運動に関与するなどしたが、その後の社会的活動の足跡はほとんど辿ることはできない⁽⁴⁶⁾。その彼が、再び朝鮮問題を論じ、合邦を唱えるようになるのは一九〇七年になってからのことである。

ここで、日朝関係の推移を見ておくことにしよう。日本は、一八九五年四月の日清講和条約によって、清国に朝鮮が「完全無欠なる独立自主の国」であることを認めさせ、念願だった宗藩関係の解消を実現させた。この後、日本は朝鮮の保護国化へ乗り出すことになる。その流れは日露戦争開始以後に顕著になり、まず一九〇四年八月に締結された第一次日韓協約では、日本政府が推薦する外国人顧問の採用を認めさせるなど朝鮮への影響力を強め、翌年十一月の第二次日韓協約では外交権を日本が接収することで、大韓帝国を事実上の保護国とした。そし

て、〇七年七月の第三次日韓協約では内政権を日本が掌握し、翌月には軍隊を解散させるに至ったのである。

このような流れの中で、朝鮮独立派の中から親日派集団が形成されることになる。それが、一九〇四年八月に設立された一進会であった。一進会は四大綱領として、(一) 皇室を尊重し国家の基礎を強固にすること、(二) 人民の生命財産を保護すること、(三) 政治の改善を実施すること、(四) 軍政と財政を整理することを定めている。同会は第二次日韓協約の締結に先立ち、外交権を日本政府に付託して指導と保護を受けるべき旨の宣言を発しており、その親日ぶりは際立っていた。

一進会の会長である李容九が、樽井の『大東合邦論』の主旨に賛同していたことはよく知られている。すなわち、彼は一九〇六年九月に内田良平と会談した際に、内田が「一旦日韓連邦を作るの日あるに至るも、貴下は會員を挙げて違背の行動なからしむるを保するや」と問うと、李は「余の素志亦た丹芳(樽井藤吉)の所謂大東合邦(大東合邦論)に在り」と答えていたのである。⁽⁴⁷⁾ここでは、李容九の思想については詳述しないが、樽井の著作が朝鮮内部に呼応者を生み出していたことは事実として確認しておく必要があるだろう。これは、樽井の著作が、韓国併合に間接的役割を果たした事例といえる。

一九〇七年時点に至っても、朝鮮の民間では樽井の『大東合邦論』が読まれていたことが確認されている。同年四月十五日付の内田良平から伊藤博文に宛てた報告書には次のようにある。「日清戦役前に在りて、樽井藤吉の旧著たる大東合邦論は、其一部分を添削して新著の如くし、処々に撒布せらるるを見たり」⁽⁴⁸⁾。そして『日韓合邦秘史』によれば、当時これとは別に樽井の『大東聯邦私案』なる著作が朝鮮で流布していたとされている。内田と共に平壤を視察した李漢容の語る⁽⁴⁹⁾ところでは、この著作は漢文・日文合わせて一万部が散布されたといわれている。

樽井の冊子の正式な題名は『日韓聯邦条規私案草稿』というもので、原文を参照した榎谷裕一の研究によれば、

同書は一九〇七年一月に出版され、無署名で本文は日本語、十二頁の小冊子である。同書は「緒言」において四国が連邦すべき理由を十一項目にわたって紹介し、次に「大東聯邦条規概要私案」と題する章で具体的な私案を九章四八条目に整理している。その内容は、『大東合邦論』で語られた提案を詳しく条案化したものである。⁽⁵⁰⁾ 同書の「緒言」は、翌月十日、新聞『東亜』に「日韓連邦の議」という題で掲載されている。樽井はそこで、連邦を希望する理由の一つとして次のように述べている。

近頃、保護を變じて属国と為すに如かずと言ふ者あり。若し之を属国と為すに於ては、亡滅せしむるものなり。我日本は数十年間の彼の独立を誘導して今日に至らしめ、而して今日我より之を滅するは、前の厚意の誘導は之を併呑せんとする詐謀たるを免れず。之を連邦として存在せしむるときは、我の厚意終始一貫して信を世界列国に失はず。

当時の日本の輿論においては、朝鮮を保護国の状態から更に一步進めて併合すべしとする意見が強まっていた。樽井はここで併合という言葉は使っていないが、彼はそれを属国化と見なしていたと考えられる。彼は、そうした政策は国際的信義を失うとして連邦論の採用を主張したのである。彼のいうところでは、仮に朝鮮を属国としたとしても、その民を奴隷として遇することはできないため、早晚彼らを自由の民としなければならぬ。そうであるとするなら、初めから連邦として自治の民とすることが最善の策である。更に、朝鮮を属国としたならば、彼らは威力の前に服従するであろうが決して心服することはなく、常に独立を回復する感情を持ち続けることであろう。しかし、連邦として彼らを存立させれば、決してそのような感情が生じる心配はないだろうというのである。

樽井のこのような属国化への反対の主張は、あたかも日朝両国が対等であるかのような印象を与えるものであ

る。また、「自由の民」や「自治の民」という言葉は、朝鮮民衆の自主性を尊重しているかのようにも見える。しかし、実際にはそうではなかったことが、天皇の位置づけからうかがうことができる。すなわち、「日韓連邦をして成立せしむるときは、我聖上に大東国盟主たる一大尊号を加へ上つることを得可し」とされ、連邦形成後の新国家は日本の天皇の支配下に置かれるものとされていたのである。そして、草案の第二五条では「大東国聯邦は日本天皇を盟主とす」として、天皇の絶対的權威を宣言していた。⁽⁵¹⁾ もはや、対等的合併は虚構でしかなかったのである。

樽井は三月に入り、「日韓聯邦条規私案草稿」を携えて漢城に渡った。韓国統監府関係者の記すところでは、「前衆議院議員樽井藤吉、明治四十年の初め京城滞在中、日韓聯邦条規私案を草して某韓人に示したるもの、遂に韓人間に弘布せられ韓皇亦之を伝聞して疑懼する所あり」とある。⁽⁵²⁾ ただ、これは「邦人の非行」の一例として紹介されており、当時の統監府が決して彼の行動を快く思っていたわけではなかったことが理解される。また、当時の漢城府で発行されていた『大韓毎日申報』の三月十九日付の記事によれば、樽井の草稿は数名の内閣大臣を経て皇帝に上奏されたとされている(但し、事実関係は確認されていない)。しかし、彼の行動は統監府の嫌うところとなり、同紙三月二四日付の記事によれば、同草稿は没収され本人は日本に送還されることとなったのである。

樽井は、当時の併合を求める輿論や政治勢力を批判する形で連邦論を唱え行動したのであるが、結局は保護国としての朝鮮の現状を維持・強化しようとする統監府の方針から許容されることはなかった。しかも、彼の主張は国権主義者たちの間でも不評であった。例えば、内田良平は『草稿』を「(大韓)自強会の排日手段の一具」と見なし、内田範之からは次のような酷評を受けた。

〔「大東合邦論」は〕一種の趙括論に過ぎず。今是れを按配好く抄出して、新に日韓現下の為めに起稿せるもの、如くし、匿名を以て一万部を印刷し、之れを全国に撒き散らして、此れ日本の輿論なり、統監帰府の後は、此の擬稿を決行せらるべしと流言したり。其の何のためにせしやは、某人が金の欲しきより出でし排日の氣勢を煽ぎ付くる例の計略なりしと云ふ。⁽⁵³⁾

机上の空論を意味する「趙括論」はもちろん、「金の欲しきより云々」に至っては樽井からすれば誹謗中傷に近い言説である。しかし、統監府に近い内田らからすれば、形だけとはいえ「対等性」を掲げる樽井の主張は、都合の悪いものと映ったのであろう。

その後の日本の朝鮮政策は、一九〇九年四月における伊東博文統監の方針変更もあって、保護国論から併合論へと大きく舵を切ることになる。そのような情況の中で、樽井は翌年七月『大東合邦論』再版を出版した。しかし、初版とは違ってこの再版においては、両国の連合の約が成ったとしても朝鮮の国民は合成国の政治に参加できないという立場を示した。何故なら、朝鮮は第二次日韓協約において保護国となっており、日本から「毎歳一千余万金の補助」を受けているからである。彼は「再刊要旨」に次のように記す。

苟も、其の政費を分担すること能わざる者をして、其の大政に参与せしめば、則ち我自ら我が国権を損なうのみならず、或いは不測の弊習を遺すを免れず。⁽⁵⁴⁾

従って、朝鮮は保護期間中は富力充実に努力し、政費を分担する日を待たなければならないのである。政費負担を理由とする参政権の拒絶は、明らかに樽井の考えの後退であった。ここに、合邦の非対等性は明瞭になった。

否、むしろ併合を容認する立場に至ったというべきであろう。

初版から再版までの十七年間という期間を取ってみれば、樽井の変化は国際環境の変動に呼応したものであったと見ることが出来る。すなわち、初版が出版された一八九三年においては、日本にはまだ周辺諸国に侵出する力が不十分であり、また列強のアジアへの介入の中でそのような契機も抑えられていた。そうした状況の中では、周辺諸国と連携して列強支配に対抗しようとする考えが出て来るのは当然であり、樽井も当初は同様の考えから合邦と合縦を志向したのである。しかし、日清・日露の二つの戦争に勝利し、一連の日韓協約によって朝鮮に対する独占的支配権を確立すると、将来の中国大陸への侵出を見据える上でも、合邦の形態に変化が生じるのは当然であった。参政権という問題に現れた変化は、実は彼の思想の大きな変化の一端であったといえるのである。

おわりに

本稿は、樽井藤吉の『大東合邦論』を素材として、彼の日本・朝鮮・清国の連帯構想を検討してきた。ここで明らかにされたことは以下の諸点である。

樽井は当初より、征韓の意識を持っていた。『大東合邦論』はその延長線上にあった。ただし、それは剥き出しの権力による支配ではなく、東アジアの政治秩序の再編という大掛かりな構想によって実現しようとするものであった。

日本と朝鮮の合邦の根拠となるのは、古来より保有する「和」「仁」の精神と「親和」という概念であった。しかし、世界の大勢は競争を原理とする世界統一の方向にあり、東アジアもそれを無視しては淘汰される運命にある。それ故、日本・朝鮮・清国は何らかの形で提携していかなければならなかった。樽井が『大東合邦

論』において示した構想は、近代的国際体系に対応すべく、朝鮮を自主の国として中華帝国の宗藩体制から切り離し、日本と合邦した上で清国と合縦しようとするものであった。しかし、その「自主」とは朝鮮の主体性を無視したもので、むしろ日本の一方的な利益のために案出されたものであって、決して本来の意味での対等性を前提としたものではなかった。

樽井は合邦の基礎として親和を挙げ、また古来のアジアの徳治政治の優越性を述べていた。しかし現実認識において、彼は西欧型近代を高く評価していた。世界的競争の中で淘汰されないためには、富強の実現こそが必須であったのである。西欧の国際関係の原理に対抗するためには、同様の原理をもってするというのが彼の立場であった。その意味では、彼の構想の中には、如何なる意味においても反近代としての「アジア的原理」を見出すことはできない。彼の発想は近代的であった。そして、それと同時に樽井の思想の根底には絶対的な日本賛美がある。天皇を頂点に戴き、あらゆる面で美しく且つ優れた日本は世界の楽土であると考えられていた。このような日本の絶対化、そしてそれに基づいた近代性の故に、彼にとっては日本のアジアへの侵出は当然のことと考えられたといえるであろう。

一九一〇年八月二十九日、日本は「韓国併合ニ関スル条約」に基づいて大韓帝国を併合した。既に対等的合邦論を放棄していた樽井が、「大東合邦論再版附言」において、自らを「日韓合邦首唱者」と称し、併合を歓迎したのは当然のことであった。彼の郷里の人は、「樽井は」日韓併合の時はホントに喜びましたよ、あんなに嬉しそうな顔は見たことはありません⁽⁵⁵⁾」と回想している。彼自身も後になって、併合について、『大東合邦論』という「種の芽の出たものを、日韓の間に漲った気運、即彼の二大戦役及諸氏の尽力に扶植せられて、合邦といふ果を結んだものである⁽⁵⁶⁾」と自賛している。彼の主張はアジア解放を掲げつつも、姿を変えた征韓論であったのである。こうしたことは、侵略と連帯とが紙一重であることを強く認識させるものである。

- (1) ここで森本姓になっているのは、樽井が第二回衆議院選挙立候補に当たって、被選挙人資格入手のための一時的改姓である。そのため、『大東合邦論』も森本藤吉の名で出版された。
- (2) 山埜井高夫「樽井藤吉の興亜思想及び興亜運動」、『三田政治学会誌』第二三号、一九四二年、一四頁。
- (3) 平野義太郎『大アジア主義の歴史的基础』、河出書房、一九四五年、二四―二五頁。なお、ここで「明治一八年、一八八五年」と記されているのは、『大東合邦論』の草稿が書かれた年を指している。
- (4) 竹内好「アジア主義の展望」、同編『アジア主義』、筑摩書房、一九六三年、一一頁。
- (5) これまで国内で発表された『大東合邦論』の研究には、以下のようなものがある。
- 伊東昭雄「『大東合邦論』について」、『横浜市立大学論叢 人文科学系列』第二四卷第二・三号、一九七三年四月
- 滝沢誠「樽井藤吉と大東合邦論」、「伝統と現代」第二七号、一九七四年九月
- 初瀬龍平「アジア主義と樽井藤吉」、『広島平和科学』第一号、一九七七年
- 山田昭次「甲申事変期の日本の思想状況―『大東合邦論』および大阪事件研究序説―」、林英夫・山田昭次編『幕藩体制から近代へ』、柏書房、一九七九年
- 西尾陽太郎「『大東合邦論』覚え書」、『西南学院大学 文理学報』第一九卷第一号、一九七八年八月
- 細野浩二「『大東合邦』構想と『併韓』の構図―西欧列強と清朝中国の間の樽井藤吉―」、『史観』第一〇七冊、一九八二年十月
- 吉野誠「『大東合邦論』の朝鮮観」、東海大学文明研究会『文明研究』第四号、一九八九年三月
- 並木頼寿「樽井藤吉の『アジア主義』―東アジアの『近代』と『国家』―」、義江彰夫・山内昌之・本村凌二編『歴史の文法』、東京大学出版会、一九九七年
- 『木村幹「樽井藤吉『大東合邦論』』、大塚健洋編著『近代日本政治思想史入門―原典で学ぶ十九の思想―』、ミネルヴァ書房、一九九九年
- (6) その内容の一部は、樽井丹木(藤吉)「無人島探航記」(『亜細亜協会報告』第五篇、六篇、七篇、一九八三年六月十六日、七月十六日、八月二十六日)に描かれている。
- (7) 松隈清「ヘンリー・ホイットンの国際法とその周辺」、『八幡大学論集』第一八卷第四号、一九六八年三月、一二

三頁。

(8) 恵頓・大築拙藏訳『万国公法』、司法省、一八八二年、六〇～六一頁。

(9) 香月恕経「大東合邦論序」、森本藤吉『覆刻大東合邦論』長陵書林、一九七五年、一頁。原文は漢文だが、本稿では書き下し文に改めた(以下同じ)。

(10) 樽井藤吉「大東合邦論再版附言」、同右、一九九頁。原文は片仮名まじりだが、読み易さを考えて平仮名に改めた。また、旧字体は現代通用の字体に改めた。以下、他の文献でも同様の処置を施した。

(11) 同右、二〇〇頁。

(12) 同右、二〇〇～二〇一頁。

(13) 同右、八七～八九頁。

(14) 同右、九三～九四頁。

(15) 同右、九四頁。

(16) 同右、五六頁。

(17) 同右、六四頁。

(18) 同右、一一～一二頁。

(19) 伊東昭雄「『大東合邦論』について」、一八五頁。

(20) 『覆刻大東合邦論』、一二頁。

(21) 同右、一五頁。

(22) 同右、七〇頁。

(23) 同右、七八頁。

(24) 同右、八〇頁。

(25) 同右、九九頁。

(26) 同右、九六～九七頁。

(27) 同右、一〇八～一〇九頁。

- (28) 同右、一一二頁。
- (29) 同右、一二〇～一二二頁。
- (30) 同右、一二二頁。
- (31) 同右、一二二頁。
- (32) 同右、六六頁。
- (33) 樽井は一八八四年十月から十二月にかけて、上海・福州に滞在した経験がある。
- (34) 『覆刻大東合邦論』、一三六頁。
- (35) 同右、一三九頁。
- (36) 同右、一四〇頁。
- (37) 同右、一四一頁。
- (38) 同右、二〇二～二〇三頁。
- (39) 西尾陽太郎「『大東合邦論』覚え書」、五二頁。
- (40) 蔡元培「森本丹芳《大東合邦論》閲後」、一八九八年九月八日、中国蔡元培研究会編『蔡元培全集』第一卷、浙江教育出版社、杭州、一九九七年、二二六～二二七頁。
- (41) 雷家聖「『大東合邦論』与『大東合邦新義』互校記—兼論晚清『合邦論』在中国的発展—」、「中国史研究」第六六号、二〇一〇年六月。
- (42) 同右、九九頁。
- (43) 藤谷浩悦「戊戌政変の衝撃と日本—日中聯盟論の模索と展開—」、研文出版、二〇一五年、八六頁。
- (44) 梁啓超『《大東合邦新義》序』、一八九八年、夏曉虹編『《飲水室合集》集外文』、北京大学出版社、二〇〇五年、十五頁。
- (45) 質軒(岸上操)「清国政界の暗潮」、「太陽」第五卷第一四号、一八九九年六月三十日、二二七頁。
- (46) ただし、「国有銀行論」(一八九七年三～五月)、「社会主義国業篇」(一八九八年一月)、「社会主義国業保險論」(一八九八年二月)を発表するなど、著作活動は継続していたことは確認できる。

- (47) 黒龍会『日韓合邦秘史（上巻）』、原書房、一九六六年、四一頁。
- (48) 内田良平「報告書」（一九〇七年四月十五日）、金正桂編『朝鮮統治史料』第四卷、韓国史料研究所、ソウル、一九七〇年、一二二頁。
- (49) 『日韓合邦秘史（上巻）』、一九三頁。
- (50) 榘谷祐一「李容九の『大東合邦論』の受容について」、『東アジア近代史』第二〇号、二〇一六年六月、二一八頁。
- (51) 同右。
- (52) 朝鮮総督府編『朝鮮の保護及び併合』、復刻版、亜細亜文化社、ソウル、一九八四年、七四頁。
- (53) 『日韓合邦秘史（上巻）』、一二五頁。
- (54) 『覆刻大東合邦論』、一八九〜一九〇頁。
- (55) 田中惣五郎『東洋社会党考』、新泉社、一九七〇年、二五九頁。
- (56) 樽井藤吉『選出を求むる口演』、出版社、出版年記載なし、八頁。